

報告第6号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規程により報告する。

令和8年5月18日提出

南風原町長 金城宏孝

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償の額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和8年5月11日

南風原町長 金城宏孝

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方 豊見城市在住 個人
- 3 事故の概要 令和8年3月13日、午前10時30分頃、駐車場から現場に向かう際、バックで出る際に後方にある車両の左前方付近を損傷させた。
- 4 損害賠償額 91,000円